

# 様式 1 公表されるべき事項

東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則で準用する職員給与規則において、報酬に業績を反映できるよう、国に準じて勤勉手当を導入している。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

期末・勤勉手当の支給割合を改定(平成23年4月)  
 期末手当 6月期 0.65月 → 0.625月(△0.025月)  
 12月期 0.75月 → 0.775月(+0.025月)  
 勤勉手当 6月期 0.80月 → 0.775月(△0.025月)  
 12月期 0.75月 → 0.775月(+0.025月)

理事

期末・勤勉手当の支給割合を改定(平成23年4月)  
 期末手当 6月期 0.65月 → 0.625月(△0.025月)  
 12月期 0.75月 → 0.775月(+0.025月)  
 勤勉手当 6月期 0.80月 → 0.775月(△0.025月)  
 12月期 0.75月 → 0.775月(+0.025月)

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,066	千円 11,868	千円 4,302	千円 1,780 (地域手当) 115 (通勤手当)			
A理事	千円 13,348	千円 8,688	千円 3,149	千円 1,303 (地域手当) 207 (通勤手当)			
B理事	千円 13,225	千円 8,688	千円 3,149	千円 1,303 (地域手当) 84 (通勤手当)			
C理事	千円 2,521	千円 2,172	千円 0	千円 325 (地域手当) 24 (通勤手当)	1月1日		◇
D理事	千円 10,742	千円 6,516	千円 3,149	千円 977 (地域手当) 99 (通勤手当)		12月30日	◇

E理事 (非常勤)	千円 2,900	千円 2,900	千円	千円 ( )			
A監事 (非常勤)	千円 1,160	千円 1,160	千円	千円 ( )			※
B監事 (非常勤)	千円 1,640	千円 1,640	千円	千円 ( )			*

注1:「地域手当」は、民間における賃金、物価および生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費等の必要額を見通した財政計画を策定し、併せて組織の合理化・簡素化等を図り、人件費の抑制に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率、勤務成績に応じて昇給幅の増減、昇格、勤勉手当(賞与)の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給基礎金額に下記の率を掛けて得られた額を支給する。 良好(0.645) 優秀(0.74) 特に優秀(0.835)
昇給	原則1月1日に4号俸(教育職俸給表(一)適用者のうち5級以上である者については3号俸、55歳を超える者については2号俸)を標準として、勤務成績に応じて昇給幅を決定する。

#### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成23年4月改正

##### ① 期末・勤勉手当の支給割合を改定 (一般の職員)

期末手当 6月期 1.25月 → 1.225月(△0.025月)

12月期 1.35月 → 1.375月(+0.025月)

勤勉手当 6月期 0.70月 → 0.675月(△0.025月)

12月期 0.65月 → 0.675月(+0.025月)

##### ② 43歳未満の職員にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復

##### ③ 年俸制の新設

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 271	歳 51	千円 8,561	千円 6,363	千円 171	千円 2,198
事務・技術	人 85	歳 43.8	千円 6,195	千円 4,686	千円 153	千円 1,509
教育職種 (大学教員)	人 179	歳 54.3	千円 9,687	千円 7,157	千円 179	千円 2,530
教育職種 (附属高校教員)	人 7	歳 53.4	千円 8,485	千円 6,405	千円 152	千円 2,080

注:常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

注:在外職員の区分については該当者がいないため記載を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:任期付職員については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:任期付職員のうち事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	62.8	4,255	3,628	233	627
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注:再任用職員については教育職種(大学教員)の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:再任用職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	41	3,075	2,363	142	712
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	41	3,075	2,363	142	712

注:非常勤職員のうち教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(招聘教員)及び教育職種(特任教員)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況(年俸制)

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	6人	42.8歳	千円 6,822	千円 6,822	千円 130	千円 0
教育職種 (大学教員)	6人	42.8歳	千円 6,822	千円 6,822	千円 130	千円 0

注:常勤職員のうち事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

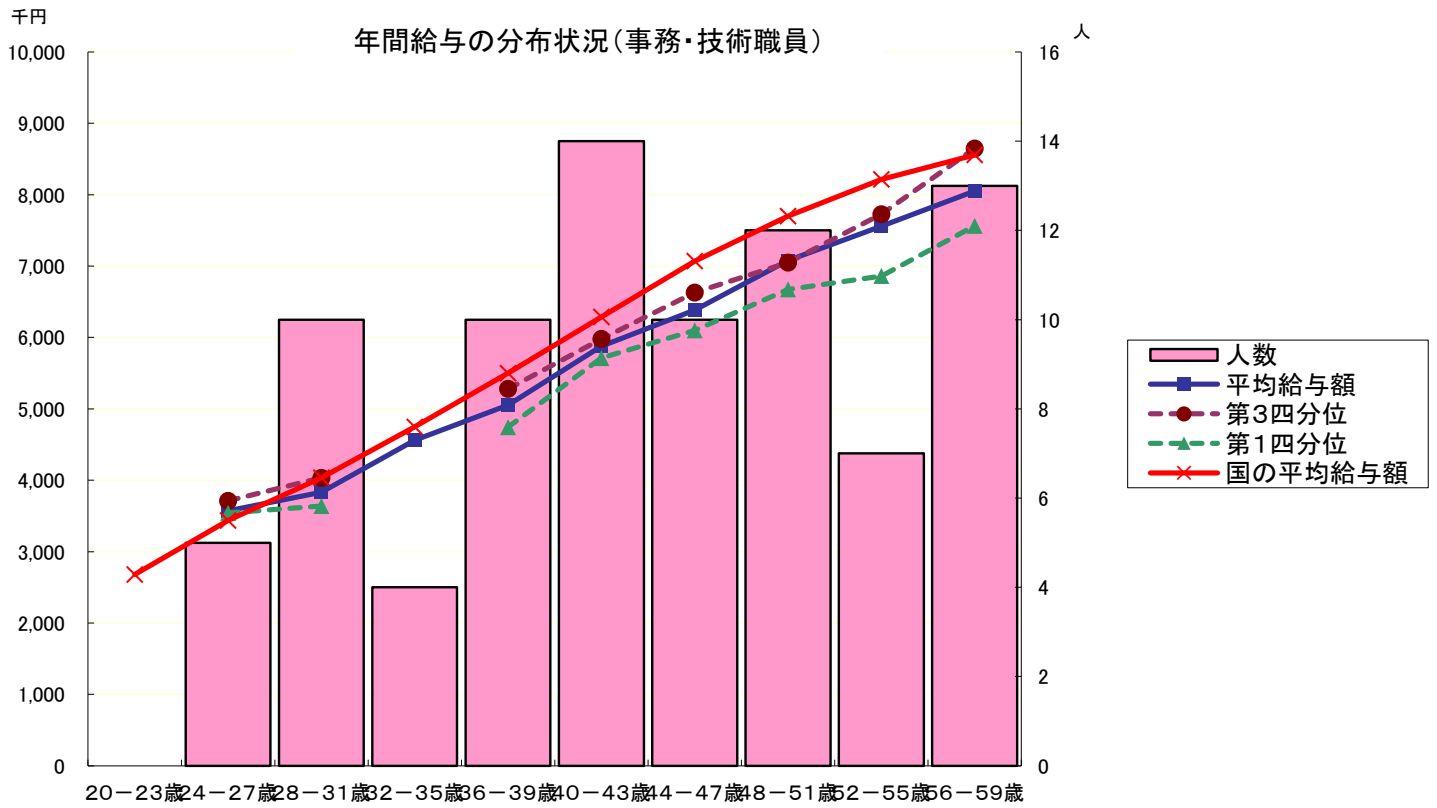
注:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	8人		千円	千円	千円	千円
教育職種 (招聘教員)	2人		千円	千円	千円	千円
教育職種 (特任教員)	6人	48.5歳	千円 5,363	千円 5,363	千円 83	千円 0

注:非常勤職員については教育職種(招聘教員)の該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:非常勤職員のうち事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

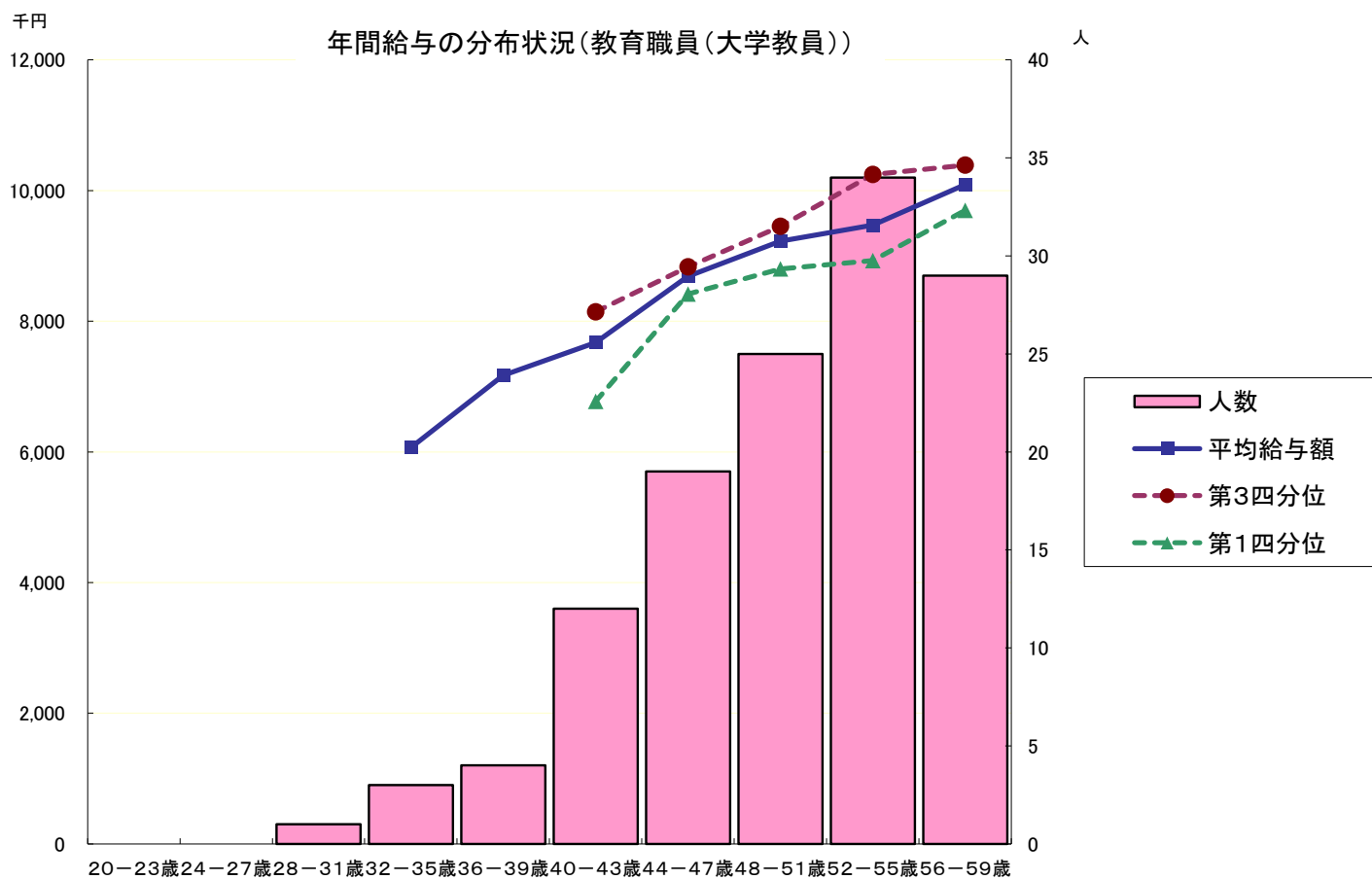
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	10	56.1	8,554	8,720	9,022		
課長補佐	10	54.1	7,072	7,370	7,694		
係長	36	46.0	5,873	6,312	6,703		
主任	13	38.0	4,661	4,926	5,260		
係員	16	29.4	3,567	3,835	3,880		



注:年齢28-31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	110	58.7	9,645	10,254	10,770		
准教授	60	48.4	8,319	8,626	8,928		
助教	9	40.7	5,869	6,265	6,773		

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長 事務長
人員 (割合)	85	( ) %	( ) %	( ) %	( ) %	8 (9.4%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 59～50
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 7,246～6,440
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 9,641～8,554

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 事務長	課長補佐・事務長補佐 専門員	係長 専門職員	主任	係員
人員 (割合)		2 (2.4%)	10 (11.8%)	36 (42.4%)	14 (16.5%)	15 (17.6%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳 56～51	歳 58～38	歳 47～33	歳 31～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 5,776～5,210	千円 5,377～3,856	千円 4,567～3,140	千円 3,181～2,447
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円 7,726～7,034	千円 7,189～5,110	千円 5,913～4,175	千円 4,125～3,251

注:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手 教務職員
人員 (割合)	179	0 (0.0%)	98 (54.7%)	72 (40.2%)	0 (0.0%)	9 (5.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳 66～47	歳 66～34	歳	歳 54～28	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 9,728～6,314	千円 7,248～4,906	千円	千円 5,424～3,729	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円 13,460～8,647	千円 9,843～6,638	千円	千円 7,291～4,820	千円



④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.3	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 32.7	% 33.6
	最高～最低	% 37.3～32.5	% 35～30	% 34.8～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.2	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 32.8	% 33.7
	最高～最低	% 37.7～32.4	% 37.4～29.7	% 36.3～31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.9	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 34.1	% 35.6
	最高～最低	% 48.6～33.7	% 41.8～30.9	% 45.2～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～33	% 42.2～30.5	% 39.9～31.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

107.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

100.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.1	
	参考	地域勘案 82.3 学歴勘案 92.0 地域・学歴勘案 82.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.12% (国からの財政支出額 4,847,000,000円、支出予算の総額 7,443,000,000円： 平成23年度予算)  <b>【検証結果】</b> 国立大学法人化以降も、支出額の大部分を運営費交付金により賄っている。その中で、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。	
講ずる措置	引き続き、組織の合理化、簡素化等を図り、人件費の抑制に努めていく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準比較指標 97.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)との年収比率を基礎に

平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,603,249	千円 2,631,653	千円 (%) △28,404 (△1.1)	千円 (%) △28,404 (△1.1)
退職手当支給額 (B)	千円 266,967	千円 223,553	千円 (%) 43,413 (19.4)	千円 (%) 43,413 (19.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,758,624	千円 1,734,130	千円 (%) 24,493 (1.4)	千円 (%) 24,493 (1.4)
福利厚生費 (D)	千円 408,836	千円 388,926	千円 (%) 19,909 (5.1)	千円 (%) 19,909 (5.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,037,676	千円 4,978,262	千円 (%) 59,414 (1.2)	千円 (%) 59,414 (1.2)

## 総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」  
対前年度比  $\Delta 28,404$ 千円  
承継職員の給与の減  $\Delta 28,404$ 千円
- ・「最広義人件費」  
対前年度比  $59,414$ 千円  
承継職員の給与の減  $\Delta 28,404$ 千円  
退職手当支給額の増  $43,413$ 千円  
H17年新設の映像研究科教員等の給与及び  
外国人教師の給与の増  $13,315$ 千円  
非常勤役員報酬の減  $\Delta 160$ 千円  
非常勤教員給与の増  $3,369$ 千円  
非常勤職員給与の増  $10,983$ 千円  
受託研究費等による雇用者の減  $\Delta 3,014$ 千円  
福利厚生費の増  $19,909$ 千円
- ・「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況
  - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成23年度までに概ね6%の人件費の削減を図る。  
国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費の抑制を図る。

### 【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

#### ③人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,987,842	2,896,071	2,821,824	2,786,691	2,676,160	2,631,653	2,603,249
人件費削減率 (%)		(-3.1)	(-5.6)	(-6.7)	(-10.4)	(-11.9)	(-12.9)
人件費削減率(補正值) (%)		(-3.1)	(-6.3)	(-7.4)	(-8.7)	(-8.7)	(-9.4)

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、 $\Delta 2.4\%$ 、 $\Delta 1.5\%$ 、 $\Delta 0.23\%$ である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

#### IV 法人が必要と認める事項

##### 【役員の報酬について】

検討中

##### 【職員の給与について】

労使交渉中